

●香川県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、高松市選挙管理委員会から平成22年4月21日に指定を行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成22年5月11日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
高松市	略		高松市	略	略
	高松市新塩屋町コミュニティセンター	略		高松市新塩屋町コミュニティセンター	略
	旧新塩屋町小学校体育館	高松市末広町5番地			
	旧日新小学校体育館	高松市瀬戸内町18番2号			
	高松市日新コミュニティセンター	略		高松市日新コミュニティセンター	略
	略			略	
	高松市立田村隣保・児童館	略		高松市立田村隣保・児童館	略
	旧築地小学校体育館	高松市築地町14番地1			
	高松市弦打コミュニティセンター	略		高松市弦打コミュニティセンター	略
	略			略	
	香川県産業交流センター（サンメッセ香川）大展示場	略		香川県産業交流センター（サンメッセ香川）大展示場	略
	旧四番丁小学校体育館	高松市番町1丁目5番1号			
	高松市四番丁コミュニティセンター	略		高松市四番丁コミュニティセンター	略
	略			略	
略		略			